

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	別府市 公営住宅等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、公営住宅等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大分県別府市長

公表日

平成31年5月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅等管理事務
②事務の概要	<p>次の住宅の管理に関する事務を行っている。</p> <p>①公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき設置する住宅 ②特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)に基づき設置する住宅 ③別府市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年別府市条例第27号)に基づき設置する住宅 ④別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例(昭和58年別府市条例第8号)に基づき設置する住宅</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 ②家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③敷金の徴収に関する事務 ④家賃、金銭若しくは敷金の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤入居の申込みの受理、その申込みに係る事実について審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ⑥入居の際に同居した親族以外の者を同居させることの承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦不正な行為によって入居する等の明渡しの条件に該当する入居者への明渡し請求に関する事務 ⑧入居者に高額な収入があるときの家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 ⑨高額な収入があるとして明渡しを請求した入居者からの明渡し期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 ⑩基準を超える収入がある入居者に他の適当な住宅をあっせん等する事務 ⑪入居者の収入の状況について、当該入居者に報告を求め、又は官公署に必要な書類を発行させることを要求する事務 ⑫住宅及び住宅の共同施設の管理に関し条例で定める事項に関する事務</p>
③システムの名称	MICJET 住宅管理システム 滞納管理システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住宅情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の19及び61の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第18条及び第46条の3 ・番号法第9条第2項 ・別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号を利用するための番号の利用等に関する条例(平成27年別府市条例第39号)別表第1の3、4、5の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び第8号 別表第2の31及び85の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第22条及び第43条の4 (情報提供の根拠) 行わない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部 建築指導課
②所属長の役職名	建築指導課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1251 MAIL: gen-ga@city.beppu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設部 建築指導課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1478 MAIL: bug-co@city.beppu.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	MICJET 住宅管理システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	MICJET 住宅管理システム 滞納管理システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(システム名称の統一)
平成31年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の19及び61の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第18条及び第46条の3 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号を利用するための番号の利用等に関する条例(平成27年別府市条例第39号)別表第1の3、別表第1の4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の19及び61の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第18条及び第46条の3 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号を利用するための番号の利用等に関する条例(平成27年別府市条例第39号)別表第1の3、4、5の項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(根拠法令の追加)
平成31年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、第15号 別表第2の31及び85の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第22条及び第43条の4 (情報提供の根拠) 行わない	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び第8号 別表第2の31及び85の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第22条及び第43条の4 (情報提供の根拠) 行わない	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(番号法の一部改正)
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	